

議員定数等検討委員会報告書

平成30年3月16日

神奈川県議会 議員定数等検討委員会

当委員会において、議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関して行った協議の結果を、次のとおり議長に報告する。

1 はじめに

当委員会は、議長の依頼により、平成31年春に想定される次回の一般選挙に向けて、県議会議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、議会改革検討会議での協議結果を踏まえ、検討を行った。

2 議員の定数（総定数）について

（1）協議の結果

神奈川県議会議員の定数（総定数）は、105人とする。

（2）協議の内容

〔議会改革検討会議の協議結果〕

議会改革検討会議では、本県人口の動向が微増傾向であることや、県議会が常任委員会を中心とした運営により適切にその役割を果たしてきたことを踏まえ、総定数並びに常任委員会数及び各委員会に配当されるべき委員数については、現状を前提とした検討を行うことが適当であると結論付けられた。

〔当委員会における協議〕

当委員会では、上述の協議結果を踏まえて検討したところ、議員の定数は、現状の105人とする事とした。

3 選挙区について

（1）協議の結果

ア 南足柄市選挙区と足柄上選挙区を合区し、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町の区域を合わせた区域をもって1選挙区とする。

イ アにより設ける選挙区の名称を「南足柄市・足柄上」とする。

ウ その他の選挙区の区域は、現行のとおりとする。

(2) 協議の内容

[議会改革検討会議の協議結果]

議会改革検討会議では、県議会議員の地域代表的性格と本県の特徴を踏まえ、憲法が要求する投票価値の平等と公職選挙法の規定を遵守しながら、様々な地域的差異がある本県の実情に即して、なるべく幅広い地域代表を選出することが可能な選挙区のあり方を追求していくべきであると結論付けられた。

[当委員会における協議の方針]

現在、神奈川県議会議員の選挙区は、人口が少ないため単独で選挙区を設けることができない町村を除き、市町又は指定都市の区の区域ごとに設けられており、基礎自治体又は指定都市の区の単位で地域代表を選出している。

当委員会では、地域代表的性格も有する現行選挙区の区域を維持することを前提に、法令の規定上、必要な見直しを行う方針で協議を行った。

[当委員会における協議内容]

(強制合区)

公職選挙法第15条第2項では、選挙区について、その人口が「県人口を県議会議員の定数をもって除して得た数」（以下「議員一人当たりの人口」という。）の半数以上になるようにしなければならないとの要件を設け、一の市の区域の人口が「議員一人当たりの人口」の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする規定している。

平成27年国勢調査の結果を踏まえた知事告示による人口^(参考1)によると、南足柄市の人口は 43,306人であり、その人口が本県の「議員一人当たりの人口」の半数である 43,458人を下回っているため、同法の規定に従い、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設ける必要がある。

なお、「議員一人当たりの人口」の半数に達しない選挙区は、南足柄市選挙区以外にはなかった。

(合区先)

南足柄市に隣接する市町村は、小田原市、山北町、開成町及び箱根町であり、南足柄市選挙区の合区先の候補としては、これらの市町村を含む小田原市選挙区、足柄上選挙区又は足柄下選挙区が挙げられる。

当委員会では、南足柄市の前身である南足柄町が足柄上郡に属していた歴史的経緯、住民の生活や経済活動の現在の実態、県出先機関の設置状況、広域連携の取組のほか、先般、小田原市と南足柄市の合併協議が不調に終わったこと等を総合的に考慮し、南足柄市選挙区は、足柄上選挙区と合区することが合理的であると判断した。

4 各選挙区において選挙すべき議員の数（各選挙区の定数）について

(1) 協議の結果

- ア 合区して設ける「南足柄市・足柄上」選挙区の定数を1人とする。
- イ 横浜市港南区選挙区の定数を1人減、川崎市川崎区選挙区及び川崎市高津区選挙区の定数をそれぞれ1人増とし、その他の選挙区は現行のとおりとする。

なお、これにより、それぞれの選挙区の新定数は、横浜市港南区は2人、川崎市川崎区は3人、川崎市高津区は3人となる。

(2) 協議の内容

[人口に比例した定数配分]

当委員会は、各選挙区の定数は、公職選挙法第15条第8項が規定する原則どおり、人口に比例して配分することとし、平成27年国勢調査の結果を踏まえた知事告示による人口に基づいて精査した結果、新定数は別表（5ページ）のとおりとなった。

このように、人口に比例した定数配分を行うことにより、人口の多い選挙区の定数が人口の少ない選挙区の定数よりも少ない、いわゆる逆転現象^(参考2)はすべて解消される。

なお、各選挙区の議員一人当たりの人口は、最小が愛川町・清川村選挙区の43,557人、最大が海老名市選挙区の130,190人で、その比は1対2.98である。

5 条例改正の時期について

(1) 協議の結果

平成30年第1回定例会において、「神奈川県議会議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」（以下「条例」という。）の一部を改正する条例案を提案する。

(2) 協議の内容

[議会改革検討会議の協議結果]

議会改革検討会議では、選挙区の変更は、有権者や市町村に大きな影響を与えることを踏まえ、1年程度の周知期間を設ける必要があると結論付けられた。

[当委員会における協議]

当委員会では、上述のとおり、選挙区の区域及び定数を変更するという結論に至ったところであるが、選挙区の区域の変更は、市町の合併、指定都市の移行や分区に伴うものを除くと、昭和53年以来のことであり、特に十分な周知を行うことが必要であると考えます。

そこで、当委員会では、次回の一般選挙に向けて約1年の周知期間を確保するため、平成30年3月末までに条例を改正するべきであると判断した。

6 今後の課題について

本県は、引き続き人口の増加が見込まれる地域と、以前から人口の減少が続いている地域や人口の減少幅が大きい地域が混在しており、平成32年国勢調査の結果では、地域間の人口の差異がより一層拡大することが予想される。

そのため、平成32年国勢調査の結果を踏まえて行う一般選挙に向けた見直しでは、人口減少が大きい地域では、更なる強制合区や定数減が見込まれる一方、引き続き人口が増加する地域では、定数増が想定される。

総定数や選挙区のあり方について、議会改革検討会議の検討結果においては、中長期的な課題として慎重かつ十分な検討を行うことが必要とされている。当委員会としても、平成31年施行の一般選挙以降速やかに、具体的な議論を開始する必要があると考える。

別表 人口※に比例して配分した新定数

※ 平成27年国勢調査の結果を踏まえた平成29年1月17日付け知事告示による人口

選挙区の名称	選挙区の区域	人口	定数（人）		
			現行	新	増減
横浜市鶴見区	横浜市鶴見区	285,356	3	3	なし
横浜市神奈川区	横浜市神奈川区	238,966	3	3	なし
横浜市西区	横浜市西区	98,532	1	1	なし
横浜市中区	横浜市中区	148,312	2	2	なし
横浜市南区	横浜市南区	194,827	2	2	なし
横浜市港南区	横浜市港南区	215,736	3	2	1減
横浜市保土ヶ谷区	横浜市保土ヶ谷区	205,493	2	2	なし
横浜市旭区	横浜市旭区	247,144	3	3	なし
横浜市磯子区	横浜市磯子区	166,229	2	2	なし
横浜市金沢区	横浜市金沢区	202,229	2	2	なし
横浜市港北区	横浜市港北区	344,172	4	4	なし
横浜市緑区	横浜市緑区	180,366	2	2	なし
横浜市青葉区	横浜市青葉区	309,692	3	3	なし
横浜市都筑区	横浜市都筑区	211,751	2	2	なし
横浜市戸塚区	横浜市戸塚区	275,283	3	3	なし
横浜市栄区	横浜市栄区	122,171	1	1	なし
横浜市泉区	横浜市泉区	154,025	2	2	なし
横浜市瀬谷区	横浜市瀬谷区	124,560	1	1	なし
川崎市川崎区	川崎市川崎区	223,378	2	3	1増
川崎市幸区	川崎市幸区	160,890	2	2	なし
川崎市中原区	川崎市中原区	247,529	3	3	なし
川崎市高津区	川崎市高津区	228,141	2	3	1増
川崎市宮前区	川崎市宮前区	225,594	3	3	なし
川崎市多摩区	川崎市多摩区	214,158	2	2	なし
川崎市麻生区	川崎市麻生区	175,523	2	2	なし
相模原市緑区	相模原市緑区	173,612	2	2	なし
相模原市中央区	相模原市中央区	269,887	3	3	なし
相模原市南区	相模原市南区	277,280	3	3	なし

選挙区の名称	選挙区の区域	人口	定数（人）		
			現行	新	増減
横須賀市	横須賀市	406,586	5	5	なし
平塚市	平塚市	258,227	3	3	なし
鎌倉市	鎌倉市	173,019	2	2	なし
藤沢市	藤沢市	423,894	5	5	なし
小田原市	小田原市	194,086	2	2	なし
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	239,348	3	3	なし
逗子市・葉山町	逗子市及び葉山町	89,521	1	1	なし
三浦市	三浦市	45,289	1	1	なし
秦野市	秦野市	167,378	2	2	なし
厚木市	厚木市	225,714	3	3	なし
大和市	大和市	232,922	3	3	なし
伊勢原市	伊勢原市	101,514	1	1	なし
海老名市	海老名市	130,190	1	1	なし
座間市	座間市	128,737	1	1	なし
南足柄市・足柄上	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町	108,926	(南足柄市) 1	1	1減
			(足柄上) 1		
綾瀬市	綾瀬市	84,460	1	1	なし
寒川町	寒川町	47,936	1	1	なし
大磯町・二宮町	大磯町及び二宮町	59,928	1	1	なし
足柄下	箱根町、真鶴町及び湯河原町	44,145	1	1	なし
愛川町・清川村	愛川町及び清川村	43,557	1	1	なし

(合区)

備考 太枠で囲んだ部分に変更となる箇所

○ 議員定数等検討委員会における協議経過

開催日	開催回	協議・決定事項
平成29年9月25日	第1回	・委員長及び副委員長の互選 ・議会改革検討会議報告書について
平成29年12月8日	第2回	・総定数、選挙区、各選挙区において選挙すべき議員の数について
平成29年12月20日	第3回	・総定数を決定 ・選挙区、各選挙区において選挙すべき議員の数に係る方針を決定
平成30年2月2日	第4回	・選挙区及び選挙区ごとの定数の見直しについて
平成30年2月23日	第5回	・南足柄市選挙区の合区先を決定 ・各選挙区の定数を決定 ・少数会派からの意見聴取を決定（3月2日期限）
平成30年3月16日	第6回	・少数会派の意見聴取結果（意見なし）を報告 ・議員定数等検討委員会報告書について

参考1 平成27年国勢調査の結果を踏まえた知事告示による人口

公職選挙法における人口は、最近の国勢調査結果の人口によることとされており、平成27年国勢調査の結果がこれに該当する。

ただし、調査以後、境界変更があった場合においては、知事が告示した人口によることとされており、本県の場合、平成28年12月1日に境界変更*が行われているため、平成29年1月17日の知事告示人口がこれに該当する。

* 相模原市と東京都町田市間の河川改修に伴う境界変更

参考2 逆転現象の状況

現行の定数（人口の降順・関係部分を抜粋）

選挙区の名称	人口	定数	逆転現象の状況
藤沢市	423,894	5	① 川崎市高津区は、厚木市、川崎市宮前区、横浜市港南区より人口が多いにもかかわらず、定数が1少ない。 ② 川崎市川崎区は、横浜市港南区より人口が多いにもかかわらず、定数が1少ない。
⋮	⋮	⋮	
大和市	232,922	3	
川崎市高津区	228,141	2	
厚木市	225,714	3	
川崎市宮前区	225,594	3	
川崎市川崎区	223,378	2	
横浜市港南区	215,736	3	
川崎市多摩区	214,158	2	
⋮	⋮	⋮	
愛川町・清川村	43,557	1	

議員定数等検討委員会委員名簿

委員長 梅沢裕之(自民党)

副委員長 山口ゆう子(かながわ民進党・立憲民主クラブ)

委員 (自民党)
柳下剛 八木大二郎
長田進治 竹内英明

(かながわ民進党・立憲民主クラブ)

作山友祐 松崎淳

(公明党)

藤井深介

(県政会)

とうま明男

(共産党)

井坂新哉